

## 火薬類関係事業所等に係る災害発生時の通報系統等

1 千葉県内の火薬類の関係事業所に係る災害（盗難を含む）、あるいは火薬類の輸送に係る災害が発生した場合、当該事業所等の関係者は、**夜間休日を問わず**、次の2、3の要領に従い、**直ちに電話等による通報を行うこと**。

2 報告事項は次のとおりとする。

- (1) 発生の日時
- (2) 発生した場所（設備名等を含む）
- (3) 災害等の概要（被害状況を含む）
- (4) 発生原因又はその推定
- (5) 報告者の氏名、所属、電話番号

詳細が不明であってもその時わかる範囲で、とりあえず、第1報を通報すること。

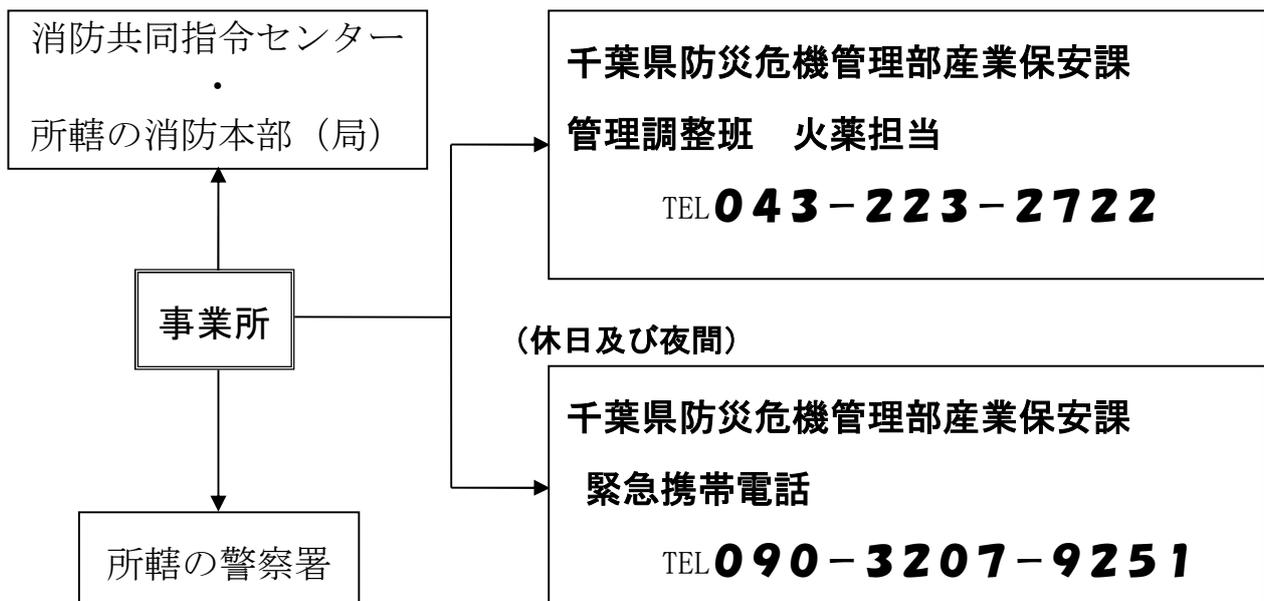
（通報した内容が火薬類の事故に該当する場合は、おつて事故届書を提出すること。）

3 火薬類関係事業所に係る災害発生時の通報系統

（令和5年4月1日現在）

(1) 千葉県内（千葉市内を除く）で発生した場合

（平日の昼間）



（休日及び夜間）



※ 県産業保安課 FAX：043-227-3548

(2) 千葉市内で発生した場合

爆発等の事故 ちば消防共同指令センター TEL：119

災害以外（盗難等）

平日昼間 千葉市消防局予防部指導課 TEL：043-202-1672

休日夜間 千葉市消防局危機管理当直 TEL：043-202-1715

※ 市消防局指導課 FAX：043-202-1679